

経営事項審査の概要

【経営事項審査とは】

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が受けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていただければなりません。

「経審」と省略して呼ばれることがあります。

【審査基準日】

(多くの場合)

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日(直前の決算日)

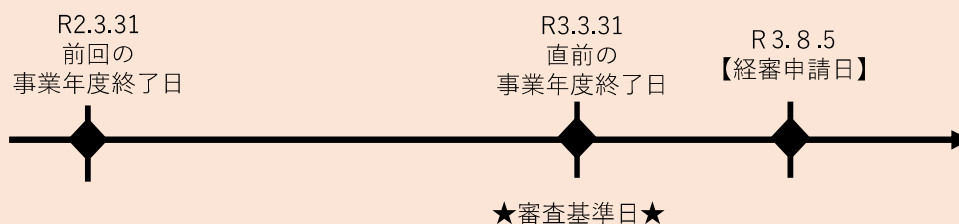
(その他)

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

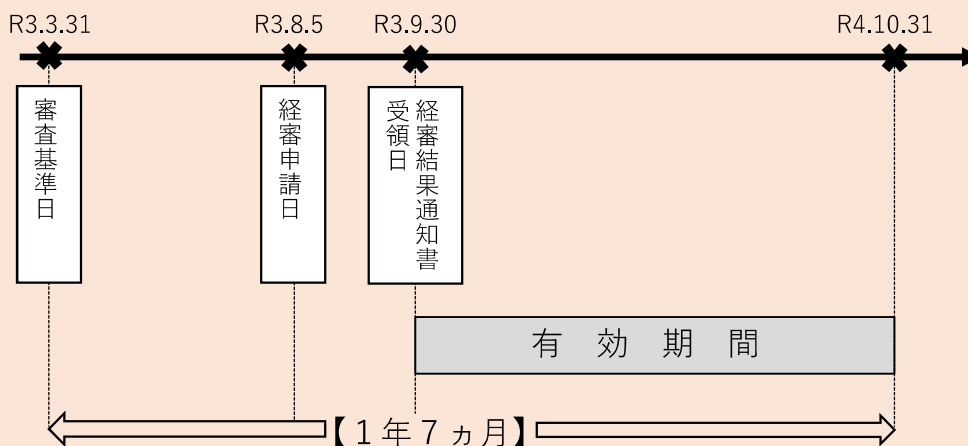
*その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

3月31日が決算日の法人の場合



【結果の有効期間】

結果通知書の交付後、審査基準日から起算して1年7ヵ月後の日まで



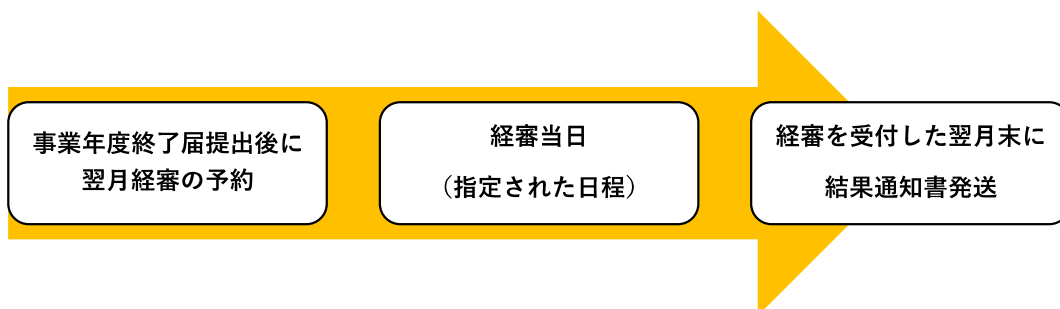
(例)

審査基準日：令和3年3月31日 結果通知書受領日：令和3年9月30日

結果の有効期間：令和3年9月30日から令和4年10月31日まで

手続きの流れと経営事項審査における一般的な注意事項

■一般的な手続きの流れ



■経審の受審方法

① 郵送等による受付について

- ・ 事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送または直接持ち込んでください。
(経審の予約票に記載されている提出期限必着)
- ・ 審査当日の来庁は不要です。
- ・ 補正等の連絡はファクシミリで行いますので、審査当日は申請書類についてわかる方が対応できるようにしてください。

② 対面審査について

- ・ 予約した日時に直接経審会場までお越しください。(書類の事前提出は不要です)
- ・ マスクの着用等、感染症予防にご協力をお願いします。

■一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等はできません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。(※許可の有効期限にもご注意ください。) 審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 一審査基準日一申請(原則)

原則、一つの審査基準日につき経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度、同一審査基準日について経審を申請することができます。

- (1) 業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合
- (2) 未申請業種について審査対象業種とする場合(完成工事高の移行を理由とする場合を除く)

*ただし、通知済みの前回申請業種の評点に変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。

令和3年4月改正の主な変更点について

① 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）の新設

その他の審査項目（社会性等）（W）に、新たにW10として「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目が追加され、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を雇用している企業が評価されます。

具体的には、審査基準日以前1年間における技術者1人当たりが取得したC P D（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数や、審査基準日以前3年間において能力評価基準により受けた評価の区分が上がった技能者数の割合に応じて加点されます。

② 建設業の経理の状況（W5）の改正

建設業の経理に関する状況（W5）の評価要件に関して、以下のとおり改正されました。

【従前の評価対象者】

- ① 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ② 登録経理試験（一級又は二級）に合格した者



【改正後の評価対象者】

- ① 公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
又は税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ② 登録経理試験（一級又は二級）に合格し、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者
- ③ 登録経理講習（一級又は二級）を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者

※経過措置として、平成28年度以前に登録経理試験（一級又は二級）に合格した者であっても、令和5年3月末までは、引き続き加点対象となります。

※経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後の基準によります。

③ 工事種類別技術職員数（Z1）に係る改正

技術職員名簿の記載対象者として、「監理技術者補佐」（有資格区分005）が追加されます。令和3年4月1日以降の技術検定において、1級の第1次検定に合格した「一級技士補」であって、主任技術者の要件を満たす方がこれに該当します。

知識及び技術又は技能の向上に関する取り組みの状況について

①CPD認定団体について

CPD認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

$$\left(\text{① CPD認定団体に取得を認定された単位数} \right) \div \left(\text{②CPD認定団体毎に表の右欄に掲げる数値} \right) \times 30$$

※参考 公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

$$35 \div 50 \times 30 = \mathbf{21単位}$$

CPD単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる 技術者、技能者について

① 評価の対象者

- ・ CPD単位取得数 → 「技術者」
- ・ 技能レベル向上者数 → 「技能者」
- ・ 【参考】技術力の評価（Z点）「工事種類別技術職員数」 → 「技術職員」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

② 技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・ 技術職員について

- 経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。
(詳細は愛知県都市総務課のWebページに掲載されている経営事項審査の手引きのP41に記載がありますので、ご確認ください。)

・ 技術者について

- ①建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
- ②1級もしくは2級の技士補

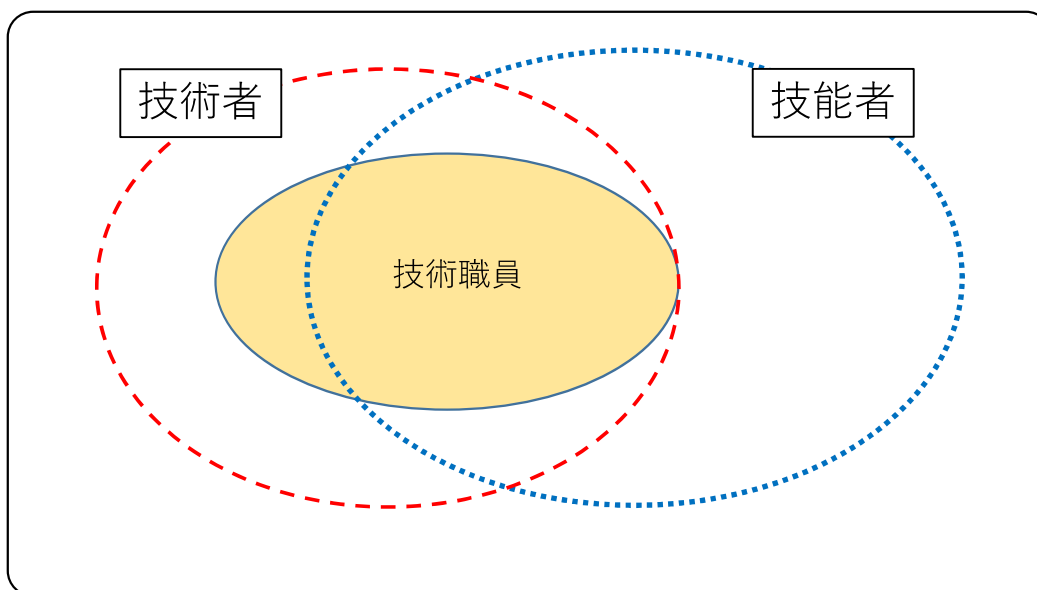
①、②のいずれかに該当すれば技術者となります。
技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。
経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

・ 技能者について

- 施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、施工管理のみに従事した者以外の方。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。
言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。
実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出れば技能者です。

③ 技術者、技能者等の関係性

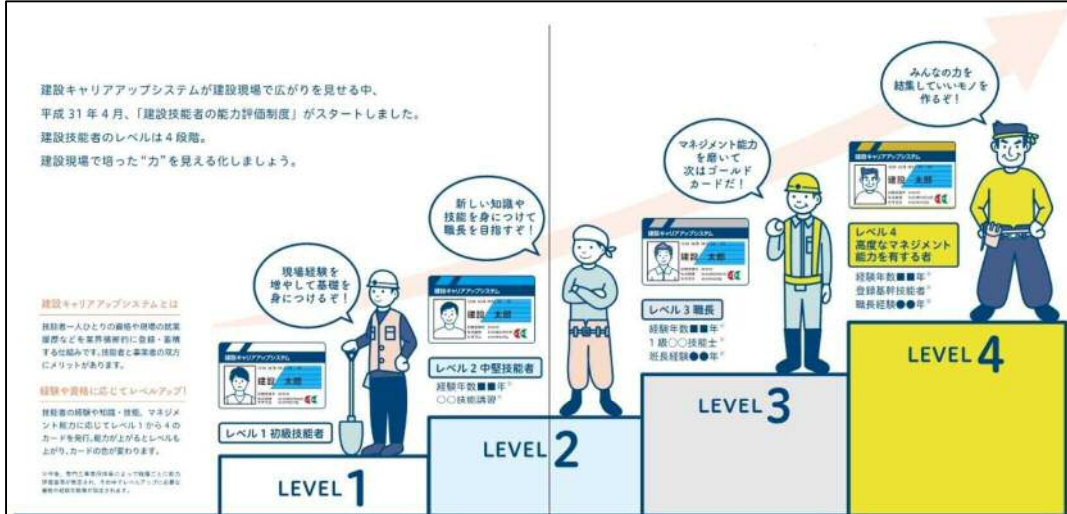


②技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

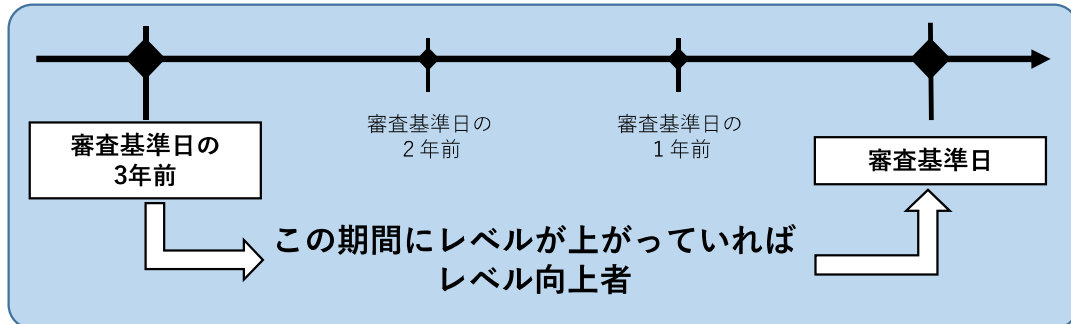
建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

(参考) 国土交通省リーフレット抜粋



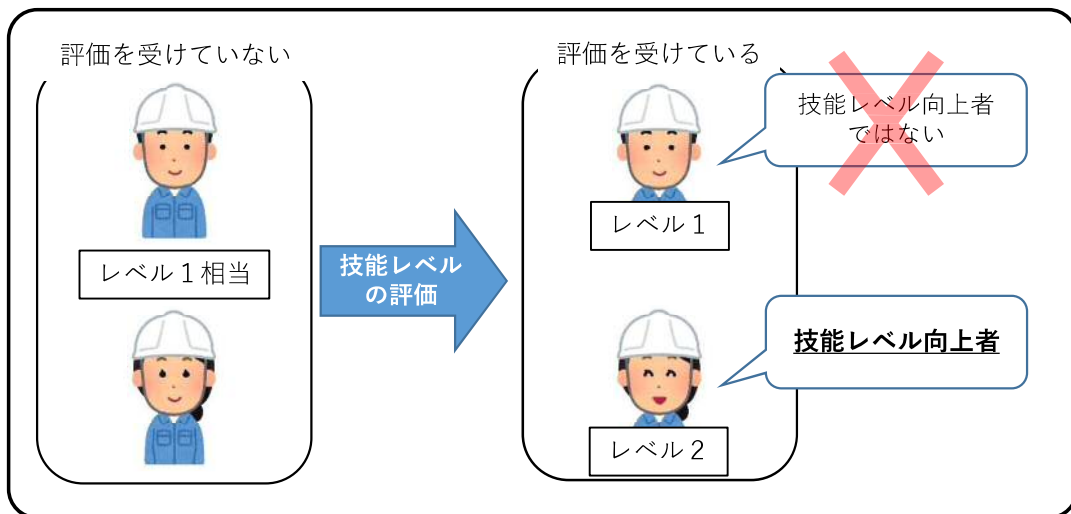
・どのような場合に技能レベル向上者になるか

審査基準日の3年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。



・技能レベル向上者の判断の注意点

技能レベルの評価を受けていない方はレベル1として扱われます。



CPD単位取得数、技能レベル向上者数の記載方法

① 記載様式 (抜粋)

・別紙3 その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況											
雇用保険加入の有無	項番	1	3	[1.有、2.無、3.適用除外]							
健康保険加入の有無	2	3	[1.有、2.無、3.適用除外]								
厚生年金保険加入の有無	3	3	[1.有、2.無、3.適用除外]								
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	[1.有、2.無]								
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	5	3	[1.有、2.無]								
法定外労働災害補償制度加入の有無	6	3	[1.有、2.無]								
~~~~~											
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5	9	[1.該当、2.非該当]			(人)	(人)	(%)			
新規若年技術職員の育成及び確保	6	0	[1.該当、2.非該当]				新規若年技術職員数(C)		新規若年技術職員の割合(C/A)		
							(人)		(%)		
<b>知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況</b>											
CPD単位取得数	6	1	3	5	10	[単位]		技術者数	11	15	(人)
技能レベル向上者数	6	2	3	5	[人]		技能者数	9	10	[人]	
							控除対象者数	15	20	[人]	

#### ・別紙2 技術職員名簿

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格証交付番号	CPD単位取得数
1			年 月 日		8	2						
2			年 月 日		8	2						
3			年 月 日		8	2						
4			年 月 日		8	2						
5			年 月 日		8	2						
6			年 月 日		8	2						
7			年 月 日		8	2						
8			年 月 日		8	2						
9			年 月 日		8	2						
10			年 月 日		8	2						

この欄に技術者ごとのCPD単位の計算結果を書きます

CPD単位を取得した技術者名簿  
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	半田 太朗	平成2年5月5日	10
2	海部 花子	昭和59年10月10日	10
3	一宮 次郎	平成3年4月1日	
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			20
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			60
CPD単位総計 (①+②)			80

1 別紙二 技術職員名簿に記載した方以外に、技術者の該当者がいれば記載します。  
CPD単位の取得の有無に関わらず記載します。  
(該当者がいなければ提出不要です。)

2 計算方法により、それぞれが取得した「CPD単位」を算出し、記載します。

3 本用紙に記載した単位数と別紙二 技術職員名簿に記載した単位数の合計を合算し、最後の行の合計欄に記載します。

4 この数字が項番 6 1 と一致するように記載します。

この欄には、「別紙 2 技術職員名簿」  
に記載したCPD単位の合計を書きます

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、口若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、口若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。  
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。



技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	愛知 一郎	平成3年5月3日	令和2年12月25日	○	
2	一宮 次郎	平成3年4月1日	令和2年12月25日		
3	豊橋 三夫	昭和62年11月4日	—		
4	海部 花子	昭和59年10月10日	令和3年3月25日	○	
<p>1 審査基準日において在籍する職員で、審査基準日以前3年のうちに建設工事に従事した者の内、施工管理のみをした者を除いた方を記載します。</p> <p>2 認定能力評価基準による評価（以下、「技能者レベル」）を受けている者について、審査基準日時点での最新の評価日を記載します。 技能者レベルの評価を受けていない者については「—」等を記載します。</p> <p>3 審査基準日の3年前の日時点で受けている技能者レベルよりも、審査基準日においてレベルが上がっている方にはレベルの向上の有無欄に「○」を記載します。</p> <p>4 最後の行にそれぞれの該当者の人数を記載します。この人数が「その他の審査項目」の様式の項番62と一致するように記載します。</p>					
合計	4 (人)			2 (人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

## 特に注意していただきたい事項

### ① 審査基準日時点

経審においては「審査基準日」について評価をしていくことになります。

→「経審申請日時点」ではありませんので、注意が必要です。

「審査基準日時点」で記載すべき内容【誤りの多い項目】

【例】

- ・ 営業年数・・・審査基準日までの年数
- ・ 技術職員の年齢・・・審査基準日時点での年齢
- ・ 法定外労災、防災協定、ISO等・・・審査基準日時点での加入・登録の有無

*（参考）

経審を受けられる業種 → 審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時点で許可がある業種であれば、経審を申請できます。

### ② 非建設工事の混入防止について

経審会場にて、工事経歴書に記載のある契約書等を確認したところ、完成工事高から除外すべきものが存在した場合、「兼業事業売上高」への移行が必要です。

→事業年度終了届の差替えも必要となります。

→事業年度終了届を出す時点で、内容の確認をしてください。

建設工事に該当しないと考えられるもの【例】

保守、点検修理、維持管理、消耗部品の交換、測量・地質調査、除土運搬  
草刈り、樹木の剪定、清掃、人工出し、業務委託契約 等

* 契約書等の文言からは建設工事と判断するのは難しいが、実際の内容としては建設工事を請け負っている場合、経審当日に工事の内容の分かる仕様書、内訳書、工事台帳等の追加資料を持参することとしてください。

### ③ 持参資料等について

持参書類含め、原則全ての書類が揃っていないと受付ができません。

→経審を受ける日から逆算し、準備を進めてください。特に、確認資料を紛失した場合など、再発行等が必要になる可能性もあります。事前に再発行に係る期間等を確認してください。